

令和 6 年 4 月 1 日以降の障害児の個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて （児童発達支援の場合）

1. 個別サポート加算（Ⅰ）の改定による変更

- 令和 6 年 4 月 1 日以降は、乳幼児等サポート調査を廃止
- 新たな要件は、各種手帳により当該加算の算定要否を判定



2. 令和 6 年 4 月以降の個別サポート加算（Ⅰ）の判定について

児童発達支援の給付決定を受けている全ての障害児に対して、令和 6 年 4 月 1 日以降の新たな要件により、再判定を行う。

- 市町村が把握している基礎情報等により、改定後の加算の要件に適合するか否かを判定できる場合には、改めて聴き取り等を行う必要はなく、当該把握している情報に基づき判定を行うこととして差し支えない。
- 当該判定を行うに当たり、必要な情報を把握していない場合には、給付決定保護者への負担等にも配慮しながら、判定に必要な情報について、令和 6 年 4 月中に、給付決定保護者に対して聴き取りを行い判定すること。



3. 改定に伴う各手続等について

（1）障害児支援受給者異動連絡票情報（支給決定情報）における決定サービスコードの設定

現行の個別サポート加算（Ⅰ）の「決定サービスコード」は廃止
改定後の個別サポート加算（Ⅰ）の決定サービスコードとして、新たなコードを設定。

個別サポート加算（Ⅰ）に該当する場合

- 支給決定情報の「決定サービスコード」項目より、新たな「個別サポート加算（Ⅰ）」の設定を行い、各都道府県の国民健康保険団体連合会に送付。

個別サポート加算（Ⅰ）に該当しない場合

- 特段の対応は不要

（2）令和 6 年 4 月 1 日以降の受給者証の取扱い

令和 6 年 4 月 1 日以降も「個別サポート加算（Ⅰ）」と印字

個別サポート加算（Ⅰ）に該当する場合

- 受給者証の印字に変更はないため、基本的には受給者証の再発行は必要ないと考えられるが、運用については市町村の判断にお任せする。

個別サポート加算（Ⅰ）に該当しない場合

- 現在印字されている「個別サポート加算（Ⅰ）」の印字を二重線で削除することや、その他の方法（再発行含む）により対応。
- 事業者の誤請求を防ぐよう、市町村においては、市内の事業者に対応方法等を周知。

令和6年4月1日以降の個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて （放課後等デイサービスの場合）

1. 個別サポート加算（Ⅰ）の改定による変更

- 就学児サポート調査を用いた調査については変更なし。
- 当該調査の結果を踏まえ、対象児童の状態像に応じた評価に変更。

- ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合
⇒「**著しく重度の障害児**」と判定
- ② 各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上である場合
⇒「**ケアニーズの高い障害児**」と判定



2. 令和6年4月以降の個別サポート加算（Ⅰ）の判定について

令和6年3月31日時点で、個別サポート加算（Ⅰ）の対象となっている児童に対して、就学児サポート調査による再判定を行う。

- 市町村が把握している基礎情報等により、改定後の加算の要件に適合するか否かを判定できる場合には、令和6年4月以降に改めて聴き取り等を行う必要はなく、当該把握している情報に基づき判定を行うこととして差し支えない。
- 当該判定を行うに当たり、必要な情報を把握していない場合には、給付決定保護者への負担等にも配慮しながら、判定に必要な情報について、令和6年4月中に、給付決定保護者に対して聴き取りを行い判定すること。



3. 改定に伴う各手続等について

（1）障害児支援受給者異動連絡票情報（支給決定情報）における決定サービスコードの設定

- 上記1の①の決定サービスコードとして、新たに「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」が設けられる。
- 現行の「個別サポート加算（Ⅰ）」の決定サービスコードは上記1の②のコードとして設定。

上記1の①で判定された場合

- 支給決定情報の「決定サービスコード」項目より、「個別サポート加算Ⅰ（重度）」の設定を行い、各都道府県の国民健康保険団体連合会に送付。

上記1の②で判定された場合

- 特段の対応は不要

（2）令和6年4月1日以降の受給者証の取扱い

- 上記1の①で判定された場合 → 「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」と印字
- 上記1の②で判定された場合 → 「個別サポート加算（Ⅰ）」と印字（現行と同様）

上記1の①で判定された場合

- 受給者証の再発行が必要。
- 再発行の手続が4月サービス提供分の請求に間に合わない場合等には、市町村より事業者に対して、必要な情報を事前に説明・周知。

上記1の②で判定された場合

- 特段の対応は不要